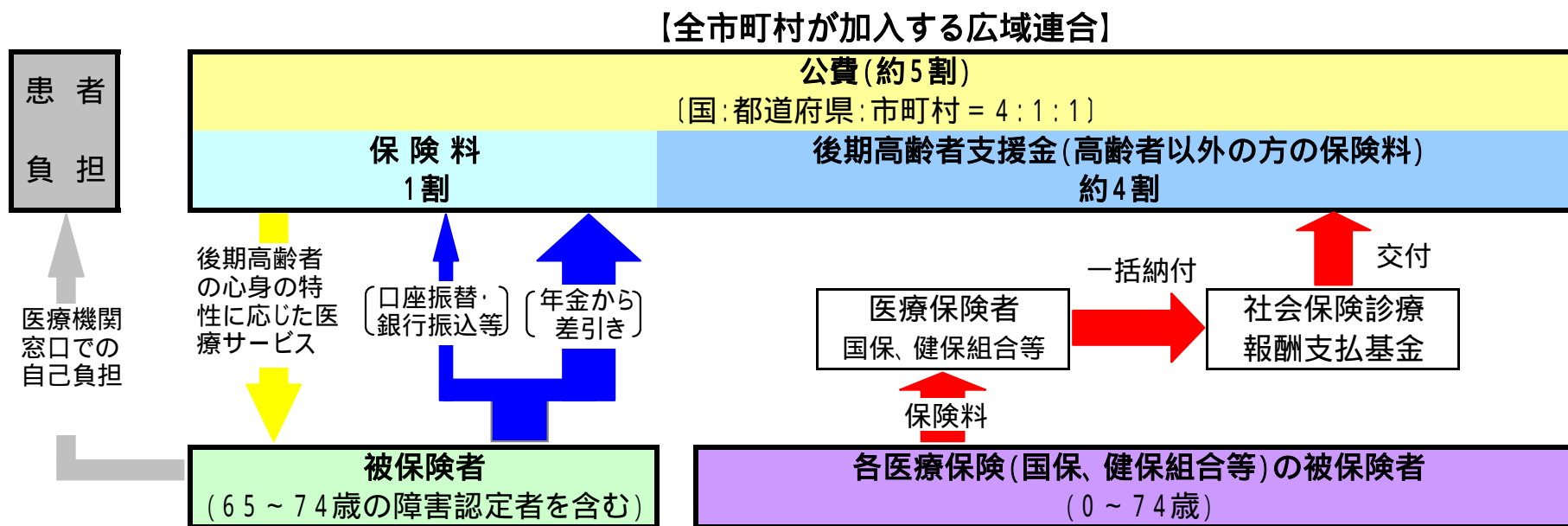


## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の運営

後期高齢者医療にかかる費用のうち、被保険者の方が医療機関窓口で支払う自己負担を除いた分を、公費で約5割(国、都道府県、市町村)、後期高齢者支援金で約4割(高齢者以外の方の保険料)を負担し、残りの1割を被保険者の方々に保険料として負担していただきます。



患者負担は1割(現役並み所得者は3割)。